

令和8年3月

リフォーム支援事業申請者 各位

一般財団法人 岩手県建築住宅センター

リフォーム支援事業交付申請書ご提出時の留意事項

このたびのリフォーム支援事業に係る「申請書ご提出時の留意事項」について、下記のとおりお知らせいたしますので、予めご了承のうえ申請くださるようお願いいたします。

記

- ・申請内容について、後日確認をさせていただく場合がありますので、住所、電話番号に間違いがないよう注意願います。なお、連絡が取れない場合には、申請を受理できない場合があります。
- ・住宅リフォーム工事の契約者と申請者（住宅に居住されている方）が異なる場合には、3親等以内の親族であることが分かる書類（戸籍抄本または謄本の写し若しくは関係が記載されている住民票の写し）の添付が必要です。
- ・住宅リフォーム工事を実施する住宅の所有者と申請者（住宅に居住されている方）が異なる場合には、3親等以内の親族であることが分かる書類（戸籍抄本または謄本の写し若しくは関係が記載されている住民票の写し）の添付が必要です。
- ・工事は申請日以降に着手してください。**申請前に着手した工事は対象外となります。**なお、審査の結果によっては交付対象外となる場合があります。
- ・申請書の審査完了後に交付決定等を通知します。
- ・交付決定後、3週間以上の工事完了遅延や20%以上の総工事費の増減が生じる場合は、速やかに変更承認申請（様式第5号）を提出してください。なお、当初の申請時の内容から大きく逸脱する場合には、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ・工事完了後、速やかに工事完了実績報告書（様式第7号）の提出をお願いします。

(申請書記入上の注意)

○様式第1号：リフォーム支援事業交付申請書

- ・申請日は工事開始日以前の日付です。(既に着工した物件は対象外)
- ・申請者と物件の所有者が同一の場合は、申請者との関係欄は「本人」と記載してください。
また、異なる場合は3親等以内の親族に限ります。
- ・工事期間は、契約書又は請書に記載されている日付としてください。(上旬などは不可)
また、工事完了日は令和8年10月31日(土)までの日付としてください。
なお、契約書(請書)で工期が交付条件(4月13日～10月31日)と異なる場合は、変更契約や覚書(工事期間の変更)を添付してください。

○様式第2号：誓約書兼同意書

- ・日付は申請日以前の日付で必ず記載してください。

○様式第3号：リフォーム工事に係る委任状(兼受任状)

- ・申請者と工事契約者(3親等以内の者に限る。)が異なる場合に添付してください。(施工業者への委任ではありません。)なお、この場合は3親等以内の親族であることを確認できる書類を添付してください。

○交付申請の添付書類

- ・施工箇所が住宅内部の場合は、当該階の平面図(間取図)に施工場所を表示してください。(施工箇所の室だけは不可。住宅と判別するため。)
- ・住民票を全世帯分取得した場合は、申請者分だけでなく全員分を添付してください。(最後のページに発行日と市長名が記載されています。)
- ・併用住宅の場合は、住宅とそれ以外の部分を分けた見積書としてください。(対象となるのは住宅部分だけです。)

○様式第5号：リフォーム支援事業(変更・中止)承認申請書

- ・工期が3週間(21日)以上遅延した場合、請負額が2割以上増減した場合は変更承認申請書を提出してください。(早期に完了した場合は不要ですので工期は長めに設定することをお勧めします。)なお、この場合は変更契約書や覚書等で変更が確認できる書類を添付してください。
- ・工事の中止や完了報告期日(10月31日)に間に合わない場合には、速やかに中止承認申請書を提出してください。(繰上者に交付するためです。)

○様式第7号：リフォーム支援事業工事完了実績報告書兼請求書

- ・日付は領収書の日付以降です。(支払いが完了してからの申請となります。)
- ・MORIO Pay アプリに登録済みのメールアドレスと携帯番号を記載してください。
- ・着手・完了日は、契約書等の日付ではなく、施工実態の日付としてください。

※ 添付する写真や画像には撮影日を必ず記載してください。